

令和7年度労働報酬下限額について

足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号）第9条第1項の規定により、令和7年度における労働報酬下限額を定めたので、同条例第9条第3項の規定により告示する。

令和6年11月29日

足立区長 近藤 弥生



1 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額

(1) 職種別労働報酬下限額

〔単位：円（1時間当たり）〕

NO.	職 種	下限額	NO.	職 種	下限額
1	特殊作業員	3, 362	27	普通船員	3, 504
2	普通作業員	3, 017	28	潜水士	5, 605
3	軽作業員	2, 090	29	潜水連絡員	4, 098
4	造園工	3, 077	30	潜水送気員	3, 979
5	法面工	3, 753	31	山林砂防工	3, 647
6	とび工	3, 705	32	軌道工	6, 460
7	石工	3, 729	33	型わく工	3, 563
8	ブロック工	3, 468	34	大工	3, 420
9	電工	3, 575	35	左官	3, 658
10	鉄筋工	3, 670	36	配管工	3, 207
11	鉄骨工	3, 325	37	はつり工	3, 397
12	塗装工	3, 884	38	防水工	4, 062
13	溶接工	4, 014	39	板金工	3, 848
14	運転手（特殊）	3, 433	40	タイル工	3, 194
15	運転手（一般）	2, 803	41	サッシ工	3, 610
16	潜かん工	4, 169	42	屋根ふき工	2, 321
17	潜かん世話役	4, 940	43	内装工	3, 718
18	さく岩工	4, 228	44	ガラス工	3, 552
19	トンネル特殊工	4, 027	45	建具工	3, 195
20	トンネル作業員	3, 492	46	ダクト工	3, 207
21	トンネル世話役	4, 560	47	保温工	3, 112
22	橋りょう特殊工	3, 908	48	建築ブロック工	3, 294
23	橋りょう塗装工	3, 990	49	設備機械工	3, 135
24	橋りょう世話役	4, 573	50	交通誘導警備員A	2, 257
25	土木一般世話役	3, 682	51	交通誘導警備員B	1, 972
26	高級船員	4, 347			

※ ただし、令和6年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額については、締結した年度の労働報酬下限額とする。

- (2) (1)のうち、労働者等の合意の下、見習い、手元等の労働者と使用者が判断する者の労働報酬下限額

〔単位：円（1時間あたり）〕

労働報酬下限額	1, 615
---------	--------

※ ただし、令和6年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額については、締結した年度の労働報酬下限額とする。

2 工事又は製造の請負以外の請負契約に係る労働報酬下限額

〔単位：円（1時間あたり）〕

労働報酬下限額	1, 350
---------	--------

※ 令和6年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額についても同額とする。

3 指定管理者との協定に係る労働報酬下限額

- (1) 足立区内に存する施設

〔単位：円（1時間あたり）〕

NO.	職 種	労働報酬下限額
1	有資格者の保育士	1, 450
2	有資格者の保育士以外の職種	1, 350

※ 令和6年度以前に締結した指定管理者との協定に係る労働報酬下限額についても同額とする。

ただし、平成26年度及び平成27年度に締結した指定管理者との協定に係る労働報酬下限額については、東京都の最低賃金額とする。

- (2) 足立区外に存する施設

〔単位：円（1時間あたり）〕

NO.	施設名称	労働報酬下限額
1	足立区日光林間学園	1, 054
2	足立区鋸南自然の家	1, 126

※ 年度途中で各施設が所在する県の最低賃金額が改正され、労働報酬下限額が改正後の最低賃金額を下回った場合には、その効力発生日以後の労働報酬下限額は、改正後の最低賃金額とする。

※ 令和6年度以前に締結した指定管理者との協定に係る労働報酬下限額についても同額とする。